

さいたま市告示第780号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人シナプス 埼玉精神神経センター	さいたま市中央区本町東6-11-1	社旗福祉法人シナプス	居宅療養管理指導	R7.4.1
訪問看護ステーションひかり	さいたま市南区南本町2-11-3	株式会社エスリード	訪問看護	R8.3.26
訪問看護ステーションひかり	さいたま市南区南本町2-11-3	株式会社エスリード	介護予防訪問看護	R8.3.26